

水道の定義・分類

■水道

導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体（臨時のものを除く）

□水道事業

一般の需要に応じて水を供給する事業で計画給水人口101人以上のもの

□水道用水供給事業

水道事業者から水道用水を供給する事業

□専用水道

寄宿舍、社宅等の自家用水道のうち、101人以上の居住者に給水するもの、又は一日最大給水量が20m³を超えるもの

□貯水槽水道

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもの

□その他の水道

上記以外の水道で、実情に応じ条例等で規制しているもの

◇上水道事業

計画給水人口5,001人以上の水道事業

◇簡易水道事業

計画給水人口101人以上5,000人以下の水道事業

◇簡易専用水道

受水槽の有効容量が10m³を超えるもの

◇小規模貯水槽水道

受水槽の有効容量が10m³以下のもの

◇小規模水道

給水人口が100人以下の水道など

◇一般飲用井戸

個人住宅などに居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設

◇業務用飲用井戸

官公庁などに対して飲用水を供給する井戸等の給水施設

青森市など23市町村と、3一部事務組合

青森市雲谷地区など33地区

津軽広域水道企業団の1一部事務組合

水道事業者とは

水道法6条1項の規定による厚生労働大臣の認可を受けて水道事業を営業者をいい（同法3条5項）、慣用的に水道事業者ともいう。水道事業は、原則として市町村が営業者のものであるとされている。

上で記載しているものは、一般的な青森県内の水道事業者の事例である。

なお、青森県は水道事業を営業者していない。

水道法により定義されているもの

青森県条例等で規制しているもの